



島根県報

平成24年10月26日（金）

第2,439号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

広域連合の規約変更の許可	（市町村課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を定める告示	（障がい福祉課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県障がい者福祉施設整備費補助金（防災拠点スペース整備及び耐震化整備）の交付の対象等を定める告示	（　　　　　）	4
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（　　　　　）	6
解除予定保安林	（森林整備課）	6

【公告】

都市計画変更の図書の縦覧	（下水道推進課）	7
--------------	----------	---

【特定調達公告】

可搬型モニタリングポストの調達に係る一般競争入札の落札者等	（原子力安全対策課）	7
-------------------------------	------------	---

【選管告示】

開票区の設定		8
不在者投票を行うことができる施設の指定		8
不在者投票を行うことができる施設の所在地の変更		8

告 示

島根県告示第591号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成24年10月16日付けで雲南広域連合の規約の変更を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第592号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を定める告示（平成23年島根県告示第693号）は、廃止する。

平成24年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県障がい者福祉施設整備費補助金

2 交付の目的

社会福祉法人等が整備する障害者福祉施設及び障害児福祉施設の施設整備及び設備整備に要する費用の一部を補助することにより、障害者福祉施設又は障害児福祉施設の整備を促進し、障害者及び障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業等

(1) この補助金の交付の対象となる事業、施設の種類の、補助事業者の範囲及び対象となる整備区分は、次の表のとおりとする。

交付の対象となる事業	施設の種類の	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）及び同条第12項に規定する障害者支援施設の施設整備	障害福祉サービス事業所	障害者自立支援法第79条第2項の規定により事業を実施する法人（社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。以下同じ。）、日本赤十字社、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいい、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人	創設、改築及び老朽民間社会福祉施設整備（以下「創設等」という。） 大規模修繕等及びスプリンクラー設備等整備（以下「修繕等」という。）

		及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。）を含む。以下同じ。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	
	障害者支援施設	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10号の4及び第10号の6の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益法人等をいい、医療法人を除く。）	
障害者自立支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する共同生活介護、同条第16項に規定する共同生活援助及び同条第17項に規定する相談支援を行う事業所の施設整備	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所	社会福祉法人等	創設 大規模修繕等
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）の施設整備	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	社会福祉法人	創設等 修繕等
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設、同法第6条の2第2項に規定する児童発	障害児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	社会福祉法人 日本赤十字社 公益法人	創設等 修繕等

達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所の施設整備			
児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援及び同条第6項に規定する障害児相談支援を行う事業所の施設整備	保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	社会福祉法人等	創設 大規模修繕等
障害者自立支援法第79条第2項に規定する福祉ホームの施設整備	福祉ホーム	社会福祉法人等	スプリンクラー設備等整備
社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく応急仮設施設の施設整備	応急仮設施設	社会福祉法人等	応急仮設施設整備

- (2) (1)の施設整備は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国補助金交付要綱」という。）第2の3の(2)から(4)までに定める整備内容又は平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱（社会福祉施設等施設整備に関する事業）（平成24年4月6日付け厚生労働省発社援0406第4号厚生労働事務次官通知。以下「国交付金交付要綱」という。）第2の3の(2)に定める整備内容をいう。

4 補助金等の額

- (1) 補助金の交付額は、(2)又は(3)により算出した額とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 3の(1)の施設に係る創設等については、国補助金交付要綱第2の6の(1)のイにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と国補助金交付要綱第2の6の(1)のイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。
- (3) 3の(1)の施設に係る(2)以外の事業については、国補助金交付要綱及び国交付金交付要綱に定める対象事業の区分に応じ、国補助金交付要綱第2の6の(2)のイに規定する都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額又は国交付金交付要綱第2の6の(2)のイに規定する都道府県（指定都市）交付基本額に4分の3を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

島根県告示第593号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県障がい者福祉施設整備費補助金（防災拠点スペース整備及び耐震化整備）の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成24年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県障がい者福祉施設整備費補助金（防災拠点スペース整備及び耐震化整備）

2 交付の目的

社会福祉法人等が整備する障害者福祉施設及び障害児福祉施設の防災拠点等の整備及び耐震化整備に要する費用の一部を補助することにより、障害者福祉施設及び障害児福祉施設の防災拠点等の整備及び耐震化整備を促進し、障害者及び障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業等

(1) この補助金の交付の対象となる事業、施設の種類の、補助事業者の範囲及び対象となる整備区分は、次の表のとおりとする。

交付の対象となる事業	施設の種類の	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する共同生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援又は同条第16項規定する共同生活援助に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）の施設整備	障害福祉サービス事業所	障害者自立支援法第79条第2項の規定により事業を実施する法人（社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。以下同じ。）、日本赤十字社、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいい、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。）を含む。以下同じ。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	防災拠点スペース整備 耐震化整備
障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設の施設整備	障害者支援施設	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10号の4及び第10号の6の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等（医療法人を除く。））	防災拠点スペース整備

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設の施設整備	障害児入所施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益法人	防災拠点スペース整備
児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設、同法第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス事業所の施設整備	児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	社会福祉法人等	防災拠点スペース整備 耐震化整備

- (2) (1)の施設整備は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成24年5月17日付け厚生労働省発社援0517第12号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。）第2の3で定める整備内容による。

4 補助金等の額

3の(1)の施設に係る整備についての補助金の交付額は、国要綱第2の6の(1)により選定された額に4分の3を乗じて得た額と国要綱第2の6の(2)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額（交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

島根県告示第594号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成24年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
心身一如医食同源心療漢方内科日 本ホリスティッククリニック	松江市学園一丁目7-30	精神通院医療	平成24年10月1日
たかさごクリニック	江津市江津町1110-15	精神通院医療	平成24年10月1日
あいむ薬局神立店	出雲市斐川町併川字神立705-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年10月1日
大田市立病院訪問看護ステーション	大田市大田町吉永1428-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年10月1日

島根県告示第595号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

大田市温泉津町温泉津字日祖川東イ1045-33（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

雲南都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

可搬型モニタリングポスト 50基

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成24年9月3日

4 落札者の氏名及び住所

富士電機株式会社中国支社 支社長 猫沖 誠一 広島県広島市銀山町14番18号

5 落札金額

147,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成24年8月17日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により次の選挙について開票区を設けたので、同条第3項の規定により告示する。

開票区の設定（平成20年島根県選挙管理委員会告示第31号）は、廃止する。

平成24年10月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 開票区を設ける選挙

衆議院比例代表選出議員選挙

2 開票区

市町村名	開票区名	区 域
出雲市	出雲市第1開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区で島根県第一区に属する出雲市の投票区
	出雲市第2開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区で島根県第二区に属する出雲市の投票区
雲南市	雲南市第1開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区で島根県第一区に属する雲南市の投票区
	雲南市第2開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区で島根県第二区に属する雲南市の投票区

島根県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成24年10月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
特定ケアハウスたかつ	益田市高津1丁目7-11	平成24年10月17日

島根県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成24年10月26日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
特別養護老人ホーム桃源の家	邑智郡邑南町矢上7885	施設の所在地	邑智郡邑南町中野574-3